

平成21年度 広域ブロック自立施策等推進調査費 説明資料

【連絡先】 国土交通省国土計画局広域地方整備政策課 石和田、保科
(直通) 03 - 5253 - 8360 (mail) g_NRB_KTS@mlit.go.jp

【参 考】 広域ブロック自立施策等推進調査費のページ
<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/suisinchosa/index.html>

広域ブロック自立施策等推進調査費について

広域ブロック自立施策等推進調査費とは

国と地方の連携の効果的な推進及び地域の独自性を最大限に活かした国土の利用、開発及び保全に関する政策の実現に資することを目的として行う調査で、以下の2つの調査があります。

広域ブロック自立施策推進調査

地域活力創発等調査(地域施策創発調査・特定課題調査)

平成21年度と平成20年度の相違点

- 【概要】 変更なし(調査内容、実施主体、配分対象)
- 【予算】 5.8億円(7億円)
- 【要求額】 変更なし(調査1件:3,000万円~8,000万円の範囲)
- 【区分】 変更なし(目未定経費)
- 【募集】 変更なし(原則年1回:例年4月当初)
- 【スケジュール】 変更なし

5月:国土交通省ヒアリング
6月:財務省と協議
7月:内示
8月:調査実施

広域ブロック自立施策推進調査費

【調査概要】

• 広域ブロック自立施策推進調査とは

- 広域地方計画に基づき多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を図るため、関係各府省、地方公共団体、民間経済団体等の連携のもと実施される調査。
構想の具体化や検討深化のための課題調査、実現性の検証のために行う社会実験などの調査を実施するために必要な経費を支援します。

• 広域プロジェクトとは…

- 広域地方計画において定める目標を達成するために、一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策。

• 調査実施主体

- 広域地方計画協議会を組織する者(国の地方ブロック機関、都府県等)を含む複数の主体が協働して実施する調査です。
- 国の地方ブロック機関、都府県のほか、民間経済団体やNPOなど民間団体の参加を想定しています。

• 配分対象

- 「広域プロジェクト」として計画に位置づけることを検討しているプロジェクトであって、当該プロジェクトの構想具体化等に資する調査
- 効果・影響が一の都府県を超えるものであり、かつ広域地方計画において構想具体化等が求められている施策

地域活力創発等調査

● 地域活力創発等調査の区分

< 地域施策創発調査 >

- 地域の主体性、地域からの発案を重視し、国と地方が幅広く連携して実施する、地域づくりの推進に資する調査で、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するものを配分の対象とします。
- 地方公共団体が発案します。

< 特定課題調査 >

- 地域の活力向上等に関して 新たに国家的な課題が出てきた場合の対応などについて、関係府省等が連携して行う調査で、国土づくりに関する施策の総合的かつ円滑な推進に資するものを配分の対象とします。
- 政策評価の結果や社会経済情勢の変化、新たな国家戦略の立案などに応じて緊急に検討が必要な調査が該当します。
- 国(本府省・地方ブロック機関)が発案します。

● 調査実施主体

- 各府省(本省・地方ブロック機関)及び地方公共団体において実施していただきます(経済団体やNPOなどの民間団体の参加も可能です)。